



3練教教指第2168号
令和3年8月26日

練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会
教育振興部長 木村 勝巳
(公印省略)

9月以降の区立学校における教育活動等について（依頼）

現下の感染症の状況に鑑みて、9月1日以降、緊急事態宣言解除の日までの教育活動等については以下の通りといたします。各学校におかれましては、これまで以上に感染予防対策を徹底していただくとともに、本通知に基づく対応についてよろしくお願いたします。

記

1 始業の日について

9月1日（水）

2 9月1日以降の日程について

午前授業とし、給食を提供する。

※ 小学校において5時間授業の午前授業を実施したり、通常の一単位時間を短縮したりすることも可とする。

3 主な学校行事の取扱いについて

都内または旅行先に緊急事態宣言が発出されている期間は宿泊を伴う校外学習を実施しないこととし、各行事については以下の対応とする。

(1) 中学校第3学年の修学旅行について

9月26日以降に延期する。

※ より確実な日程確保のためのキャンセル等については、個別に担当課が対応します。

(2) 小学校第6学年の移動教室について

9月26日以降に延期する。

(3) 小学校第5学年の移動教室について

中止する。

(4) 小学校特別支援学級宿泊学習について

10月中の実施を検討する。

(5) 中学校特別支援学級宿泊学習について

中止する。

4 宿泊を伴わない校外学習について

都内外、移動手段を問わず中止または延期する。

5 感染不安等により欠席する児童生徒への支援について

放課後にタブレットパソコン等を活用したオンライン授業（少人数のホームルームや必要な学習指導）を実施するなどして、生活状況の把握と学習支援等を行う。

※ 今後学級や学年を単位とした休業等が発生した際に備え、オンラインによる課題配信や双方向型のオンライン授業の準備・練習を確実に実施する。

6 部活動について

原則、中止とする。

ただし、東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会・コンクール等に係る大会等が、宣言期間中に実施される場合は、参加することは可とする。

また、上記大会等が予定されて

おり、宣言期間中において活動が真に必要であると校長が判断する場合、校内において、短時間を前提として、感染予防対策を十分講じた上で実施可とする。その際、必ず保護者の同意を得ること。

7 その他

(1) この他、緊急事態宣言下の教育活動と感染予防対策については、7月12日付け「3練教教指第1522号『新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）』」に基づく対応とします。

今後、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に係る取組について、別途通知します。所属職員への周知と指導をお願いします。

(2) 本通知に記載した項目の個別の詳細な対応については、関係各課から必要に応じてお知らせします。

(3) 本通知の「1」「2」については、一両日中に区ホームページにアップロードされます。

【問合せ】

(教育の内容や学校の指導に関すること)

教育指導課 指導主事 5984-5759

(通常学級の移動教室や修学旅行に関すること)

保健給食課 少年自然の家係 5984-2441

(特別支援学級の宿泊学習に関すること)

学務課 就学相談係 5984-5664